

\*\*\*\*\*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* 令和5年第1回鹿沼市議会定例会議案説明書 \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*



◎ 議案第 35 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）について

歳入については、国県支出金及び繰入金の減額を計上し、歳出については、水源地域振興拠点施設整備事業費の減額を計上したもので、この補正額を 1,397,594,000 円の減とし、予算総額を 40,763,553,000 円とするものである。

（参照条文） 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 36 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）について

歳入については、国県支出金、繰入金及び市債の増額を計上し、歳出については、水源地域振興拠点施設整備事業費の増額を計上したもので、この補正額を 1,397,594,000 円の増とし、予算総額を 48,708,578,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表及び第 3 表のとおりである。

（参照条文） 議案第 35 号と同じ。



